

男女の賃金の差異について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令に基づき以下の情報公表をおこないます。

対象期間：令和4年事業年度(令和4年4月～令和5年3月まで)

賃金：退職手当を除く基本給、各種手当、残業手当、通勤手当すべての報酬

職員区分：当法人が定める月所定時間に満たない者はパートとする。

	男女の賃金の差異(割合)
正社員	64.0%
パート	60.4%
全職員	60.1%

※補足事項

相対的に賃金水準の高い医師の男女比率が12:1と大きく開いており、金額ベースで算出すると格差が拡大する。

また、役職者の割合も男性の方が多いことから上記のような割合となる。